

学校感染症による出席停止について

下表の感染症にかかりますと、学校保健安全法にもとづき出席停止となります。感染症にかかった場合は、学校までお知らせください。再登校する場合には下欄「登校許可報告書」が必要となりますので、記入のうえ、学校へご提出ください。

感染症名		出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、特定鳥インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症	治るまで。
第2種	インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザを除く	発熱した翌日から数えて5日が過ぎ、かつ解熱した翌日から数えて2日が過ぎるまで。
	百日咳	咳がなくなるまで、または5日間の処方薬(抗生物質等)による治療が終わるまで。
	麻疹(はしか)	解熱した翌日から数えて3日が過ぎるまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	顔(耳の下・頸の下等)が腫れた翌日から数えて5日が過ぎ、かつ、全身状態が良くなるまで。
	風疹(三日ばしか)	発疹がなくなるまで。
	水痘(水ぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	症状(発熱・目の充血・めやに・のどの痛み・咳・頭痛等)がなくなった翌日から数えて2日が過ぎるまで。
	結核	医師から「感染のおそれがない」と言われるまで。
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	医師から「感染のおそれがない」と言われるまで。
	その他の感染症※	

※学校保健安全法では、第3種「その他の感染症」として、あらかじめ特定の感染症が定められているわけではありません。(感染症の例など、詳細は裏面へ)

キリトリ

登校許可報告書

令和 年 月 日 () から 月 日 () まで

(疾患名) にて欠席しました。

※下記のいずれかをご記入ください。

- ・(医療機関名) 病院の(医師名) 医師により登校の許可が出ましたので報告します。
- ・() 保健所により登校の許可が出ましたので報告します。

部 年 組 生徒名 _____

保護者名 _____

※第3種「その他の感染症」について

下表は「その他の感染症」の一例です。重大な流行が起こり、感染拡大防止のために必要と認められた場合のみ、学校医と相談の上、校長の判断により第3種の感染症として出席停止になります。

流行していない場合はかかるても出席停止にはなりませんが、体調が悪い間は欠席し自宅で安静にすることをお勧めします。下表は登校できる体調の目安です。

その他の感染症の例		登校できる体調の目安
第3種	感染性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルスなど)	下痢・嘔吐などの症状が治まり普段の食事をとれ、脱水症状がなく全身状態が良いこと。
	マイコプラズマ感染症（肺炎）	発熱や激しい咳が治まり、全身状態が良いこと。
	溶連菌感染症	処方薬(抗生素質等)を飲んだ後、24時間以上過ぎていること。
	急性細気管支炎 (RSウイルス感染症など)	発熱や咳などの症状が治まり、全身状態が良いこと。
	手足口病	発熱がなく普段の食事をとれ、全身状態が良いこと。
	ヘルパンギーナ	
	単純ヘルペス感染症	普段の食事がとれ、全身状態が良いこと。
	帯状疱疹	痛みが激しくなく、全身症状があっても軽いものであること。
	伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと。
	伝染性膿瘍疹（とびひ）	患部が乾燥しているか、カーゼ等で覆える程度のものであること。
	アタマジラミ	治療を開始していること。

（参考）文部科学省「学校において予防すべき感染症の解説」

大阪府医師会学校医部会「学校感染症等に係る登校・登園に関する意見書」